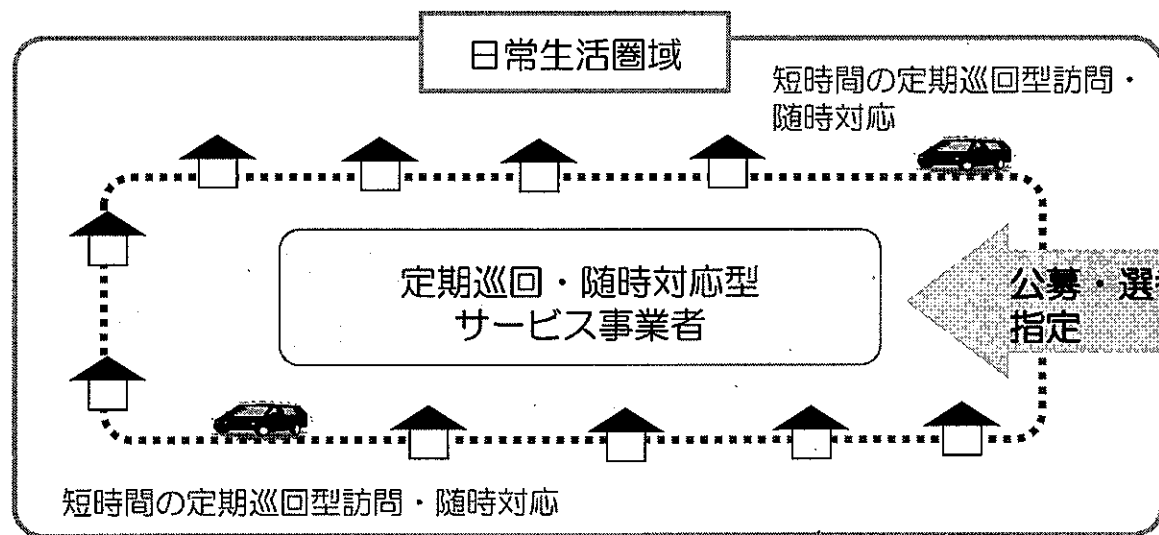


地域ニーズに応じた事業者の指定(イメージ)

定期巡回・随時対応型サービス、小規模多機能等の普及のためには、事業者が日常生活圏域内で一体的にサービスを提供し、移動コストの縮減や圏域内での利用者の確実な確保を図ることが必要。

- ① 市町村の判断により、公募を通じた選考によって、定期巡回・随時対応型サービス等(在宅の地域密着型サービス)についての事業者指定を行えるようにする。【公募制の導入】
- ② 定期巡回・随時対応型サービス等の普及のために必要がある場合は、市町村と協議をして、都道府県が居宅サービスの指定を行えるようにする。【居宅サービス指定に当たっての市町村協議制の導入】

①公募制の導入(定期巡回・随時対応型サービスの場合)

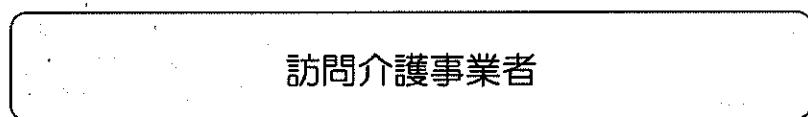


市町村
(地域密着型サービスの指定権者)

定期巡回・随時対応型サービス等の普及のために必要な場合は、都道府県による居宅サービスの指定について、市町村は協議を求めることができる。

都道府県(居宅サービスの指定権者)

②居宅サービス指定に当たっての市町村協議制の導入(訪問介護の場合)



市町村との協議を踏まえて、指定

保険料の上昇の緩和

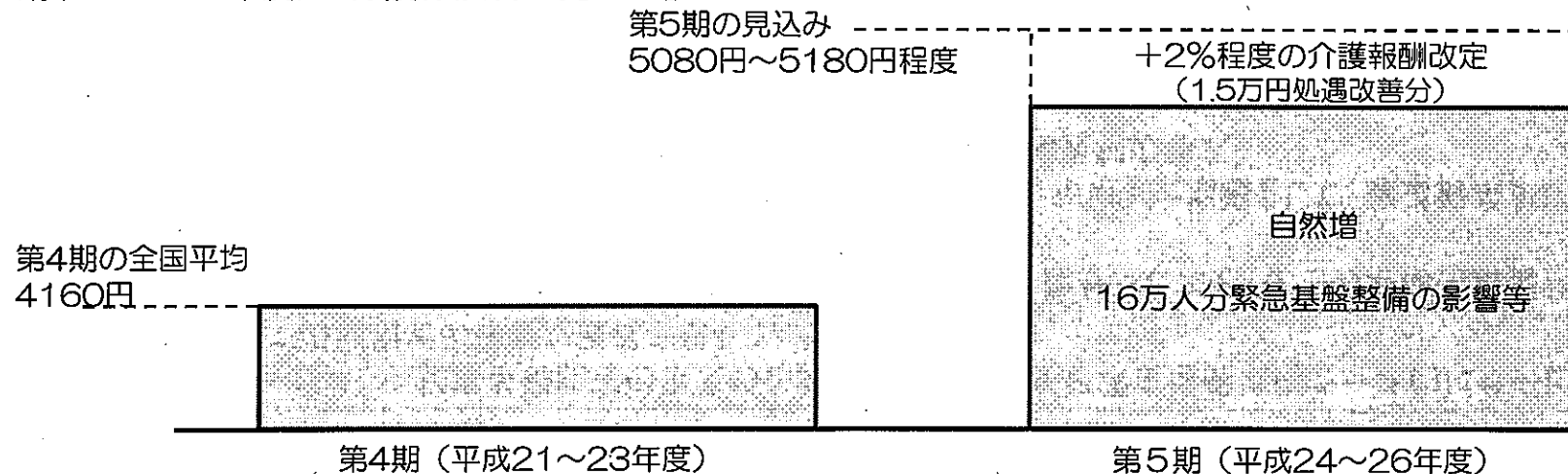
○財政安定化基金の取り崩し

- ・財政安定化基金は都道府県に設置されており(国、都道府県、市町村で3分の1ずつ拠出。)、介護保険財政に不足が生じることとなった場合に、市町村に貸付・交付される仕組み。
- ・第3期以降、貸付率は大きく低下しており、第4期末の残高は約2,850億円となる見込み。会計検査院からも余裕分を拠出者に返還できる制度とすることを指摘されている。
- ・本来の目的に支障をきたさないための必要な見込額を残して、財政安定化基金の余裕分を第1号保険料の上昇の緩和等に活用する。

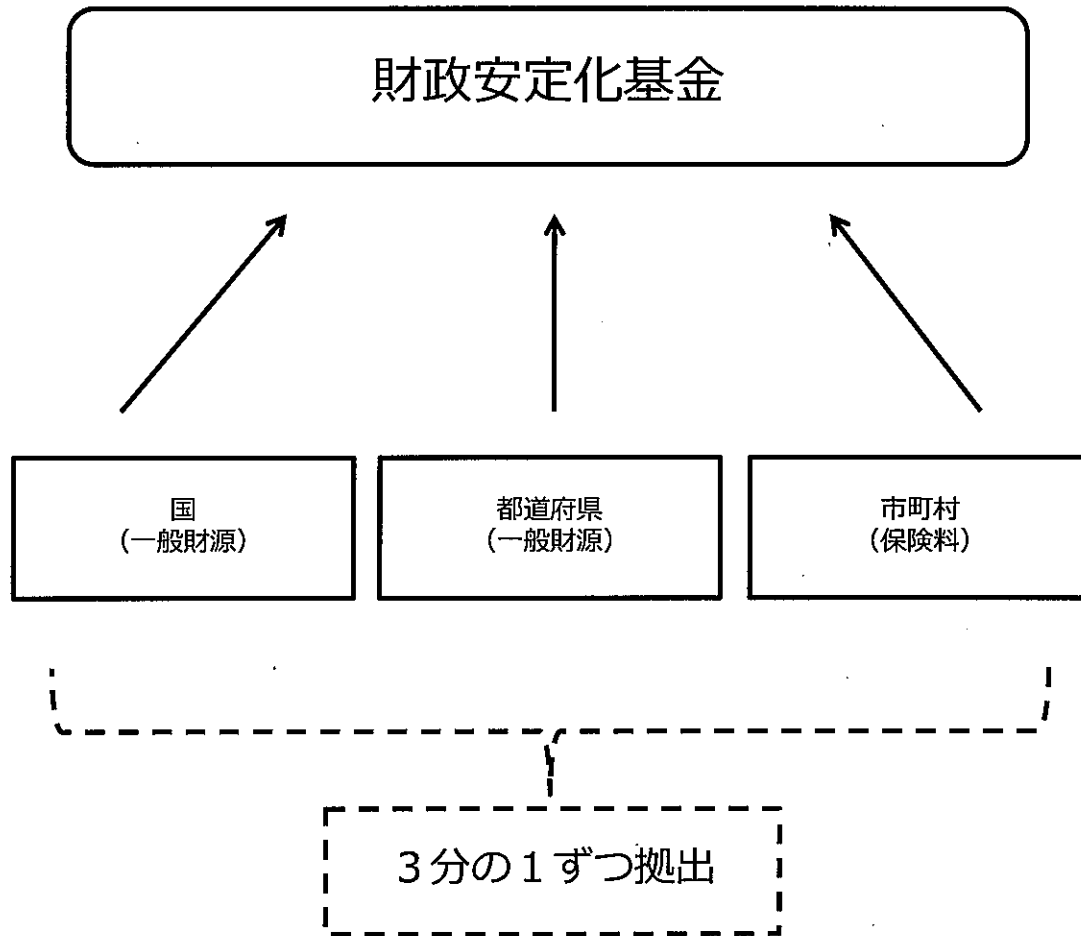
○市町村準備基金の取り崩し

- ・第4期中の積立見込額の一部を取り崩すことにより保険料軽減に活用する。

【第5期(H24～26年度)の介護保険料の見込み】



(参考) 介護保険制度における財政安定化基金の仕組み



○ 事業計画における見込を上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に不足が生じることなった場合に、一般財源から財政補填をする必要のないよう、都道府県に設置された財政安定化基金により、市町村に対して資金の交付・貸付を行うもの。

- ・交付
介護保険事業計画期間最終年度に、保険料収納不足額の1/2を交付。
- ・貸付
保険料収納率の低下と給付費増による財政不足については、毎年度貸し付け。

※ 第4期末時点の残高、
2,850億円程度 (見込み)

(参考) 給付費に対する国、都道府県、市町村の拠出率

	第1期	第2期	第3期	第4期
拠出率	0.5%	0.1%	0.1%	0.04%

2. 介護政策評価支援システムについて

(1) 現状及び今後の予定

ア 現状

介護政策評価支援システム（以下、「支援システム」という。）とは、介護保険制度において各市町村等が行う政策について、資源導入、結果、成果を各市町村等が客観的・科学的に評価することを支援するシステムである。

各市町村等において、それぞれデータを入力すると、各種政策評価指標を算出し、表やグラフで示すことにより、保険給付と保険料のバランス分析、認定率のバランス分析、要介護度別のサービス利用のバランス分析、サービスのトータルバランス分析等の分析評価を行う助けとなるアプリケーションをダウンロードできる仕組みとなっている。

イ 今後の予定

NPO法人地域ケア政策ネットワーク（以下、「C2P」といいます。）が運用する現行の支援システムは平成23年3月末で運用を終了し、平成23年度以降は、国において新しい支援システムの運用を行う予定である。

基本的に支援システムの利用は任意であるが、介護保険事業の政策評価に是非とも役立てていただきたい。一人当たり給付額の推移や、参加保険者全体の平均と比べたサービス特性の位置等が明確にわかるシステムであるため、長期計画を立てる際等には非常に有用なシステムとなっている。PCと接続できる環境があれば通常は利用可能であるため、現在利用していない場合でも、当方まで連絡いただき、諸手続きを行えば、利用が可能となる。各都道府県及び各市町村等においてシステムが幅広く利用されることを期待している。

(2) 現行の支援システムと新しい支援システムとの違い

ア システム構成の違い

C2Pでは業者にサーバーを設置し、通信方法としてインターネットを利用して運用していたが、新しい支援システムでは、厚生労働行政総合情報システム(WISH)内にサーバーを設置し、総合行政ネットワーク(LGWAN)等を利用した方法に変更する予定である。(別紙1、別紙2参照)

イ 変更・データの移行について

平成23年3月末でC2Pが運用している現行の支援システムは終了することになるが、現在C2Pが運用している現行の支援システムに登録されているデータの移行については行わない予定である。

ウ システムの表示内容について

政策指標等の表示内容については、レイアウト等が変わるものの大幅な変更は行わない予定である。

なお、システムから得られる具体的な各種政策指標や表示されるグラフ等については別紙3の例示を参照していただきたい。

(3) 利用する都道府県及び市町村等での作業

利用する都道府県及び市町村は、申請作業等が必要となるため、別紙4の介護政策評価支援システム作業手順書を参照していただきたい。

(4) その他

ア 開発テスト

新しい支援システムについては、いくつかの都道府県、市町村等に対し、開発段階でのテスト参加を既にお願ひしている。テストに参加可能な場合には「イ 問い合わせ先」に連絡をいただきたい。

イ 問い合わせ先

厚生労働省老健局総務課

課長補佐 大野

電話：03-5253-1111（内3916）

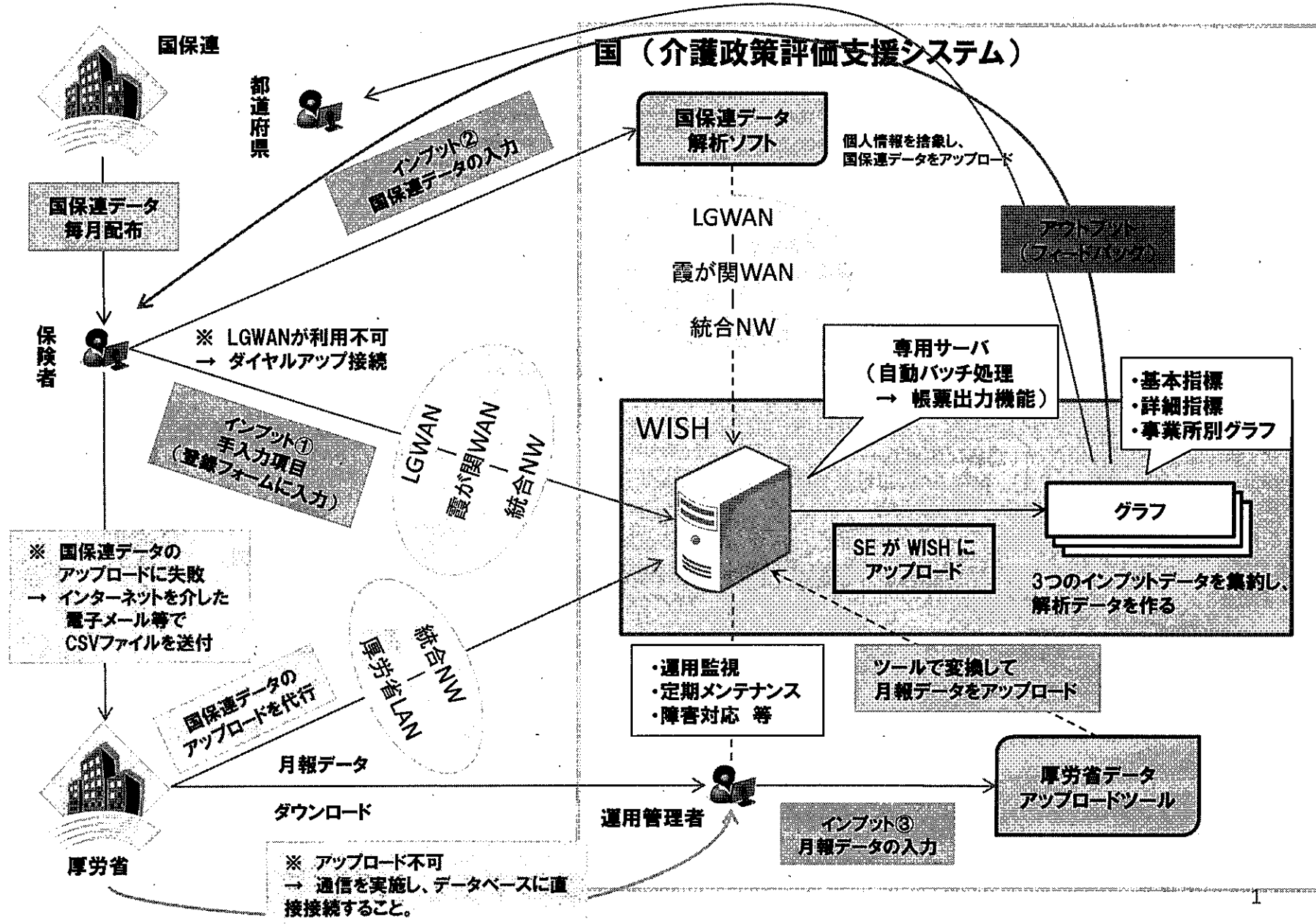
e-mail：kaigohyokasien@mhlw.go.jp

（e-mailでの問い合わせの場合、件名を「問合」とすること。）

なお、平成23年度以降のシステム開発後の保守、運用については、介護保険計画課計画係で行う予定となっている。

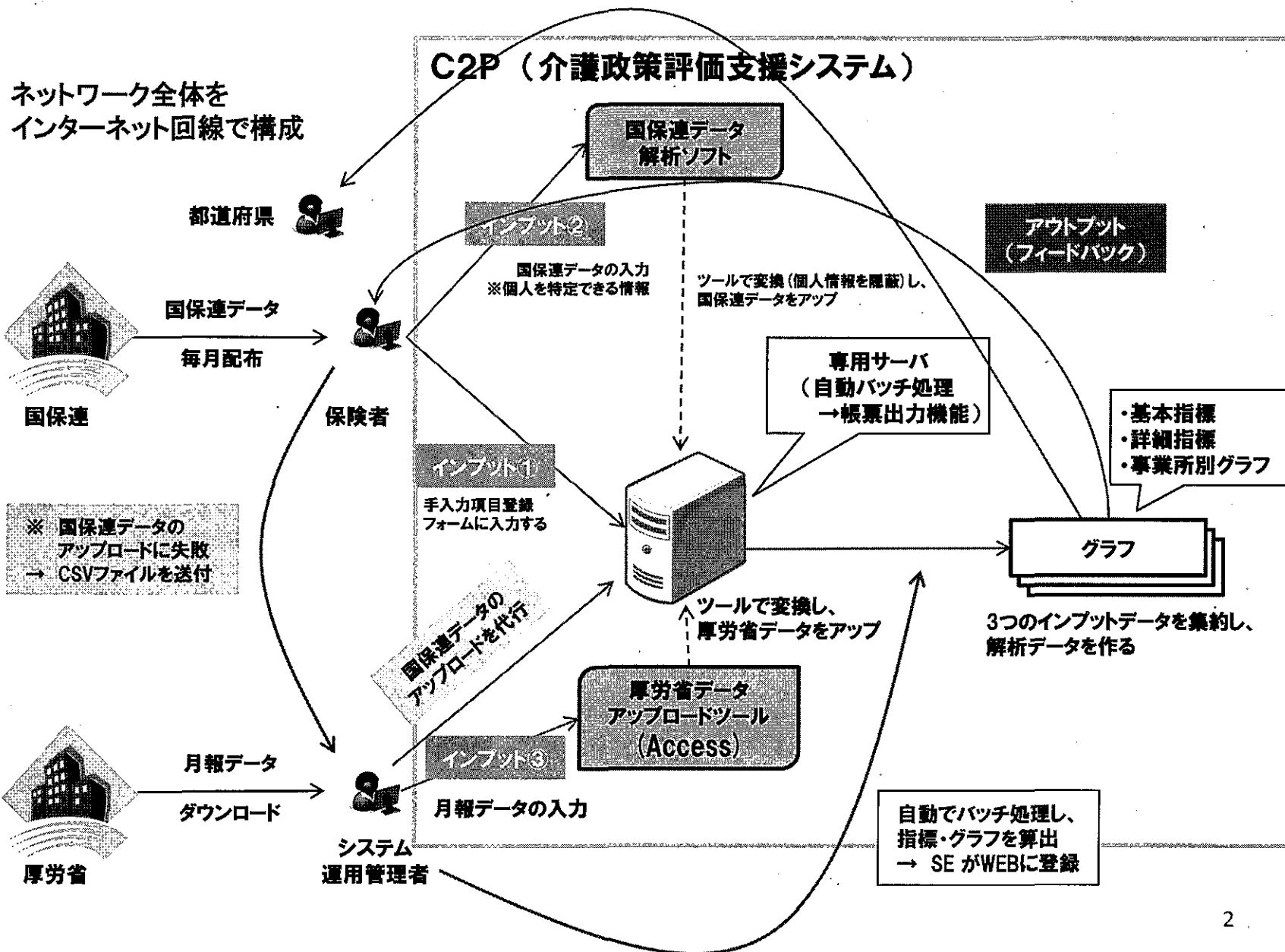
新・介護政策評価支援システムの概要図

(別紙1)

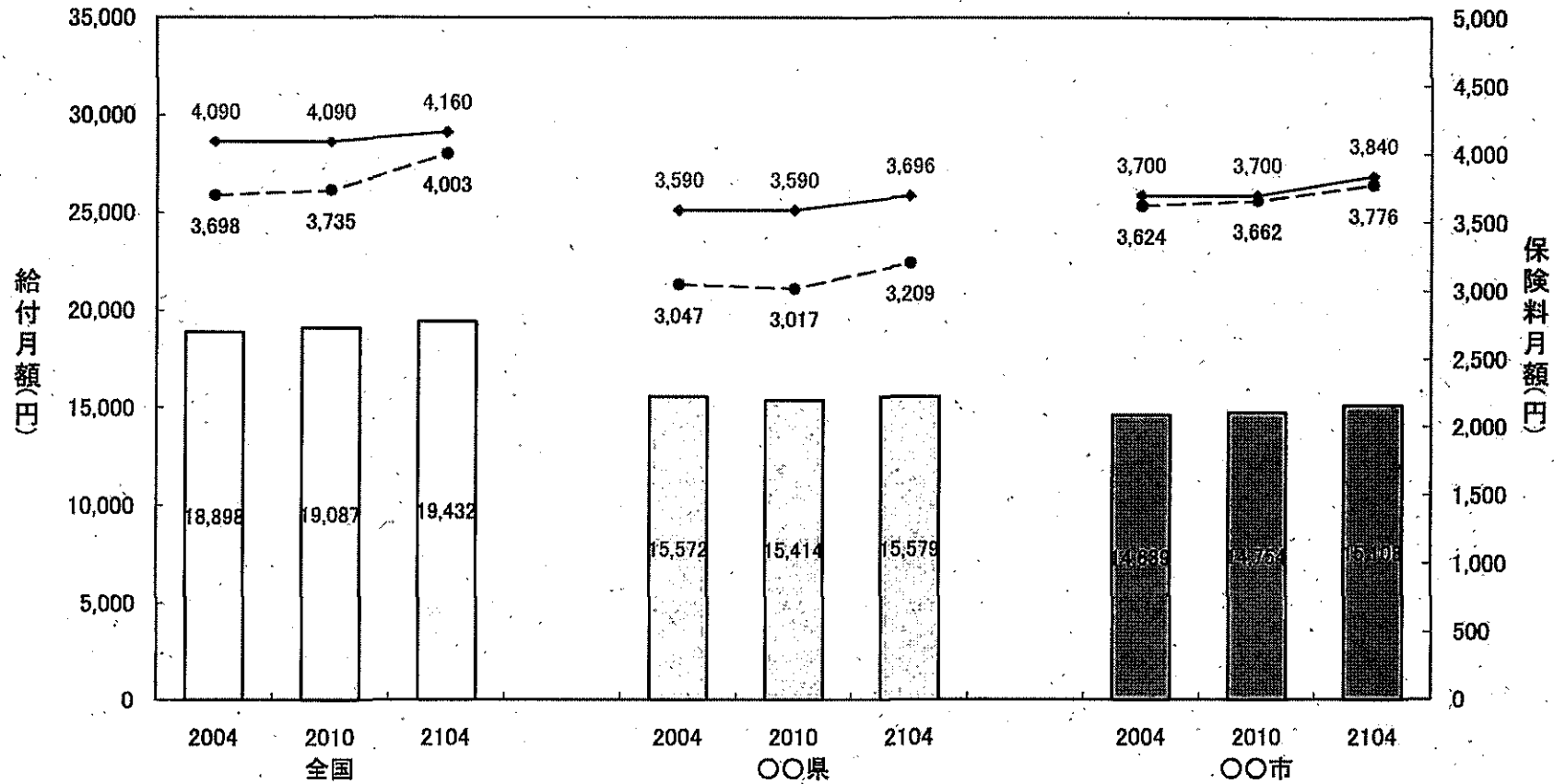


旧・介護政策評価支援システムの概要図

(別紙2)



指標A 高齢者1人当たり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額(平成21年04月)



注1) 給付月額は大小月を勘案し、1ヶ月30.4日換算している
 注2) 全国および都道府県の数値は、解析データダウンロード前日の集計値

高齢者1人当たり給付月額
 第1号保険料月額
 必要保険料月額

指標B 第1号被保険者の要介護度別認定率指数(全国平均=100)(平成21年04月)

